

湖西市地域防災計画

大規模事故対策編

湖西市地域防災計画 大規模事故対策編

目 次

I 道路事故対策計画、II 船舶事故対策計画、III 沿岸排出油事故等対策計画、IV 鉄道事故対策計画、V 航空機事故対策計画

I 道路事故対策計画

第1章 総 則

第1節 関係機関の業務の大綱 6-I-1- 1

第2節 過去の顕著な事故 6-I-1- 2

第3節 予想される事故と地域 6-I-1- 2

第2章 災害予防計画

第1節 道路構造物の災害予防 6-I-2- 1

第2節 道路管理者等の防災体制の整備 6-I-2- 1

第3節 危険物流出等に備えた資機材等の整備 6-I-2- 2

第4節 防災訓練 6-I-2- 2

第5節 道路トンネル事故の予防対策 6-I-2- 2

第6節 関係機関と相互連携体制の整備 6-I-2- 2

第3章 災害応急対策計画

第1節 情報の収集・伝達 6-I-3- 1

第2節 応急体制 6-I-3- 1

第3節 危険物の流出・散乱に対する応急措置 6-I-3- 2

第4章 災害復旧計画

第1節 災害復旧計画の策定 6-I-4- 1

第2節 施設の復旧 6-I-4- 1

第3節 安全性の確認 6-I-4- 1

第4節 被害者等へのフォロー 6-I-4- 1

第5節 再発防止策の検討 6-I-4- 1

II 船舶事故対策計画

第1章 総 則

第1節 過去の顕著な事故 6-II-1- 1

第2節 予想される事故と地域 6-II-1- 1

第2章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備 6-II-2- 1

第3章 災害応急対策計画

第1節 情報の収集・伝達 6-II-3- 1

第2節 応急対策 6-II-3- 2

第4章 復旧・復興対策 6-II-4- 1

Ⅲ 沿岸排出油事故等対策計画

第1章 総 則

- 第1節 過去の顕著な事故 6-Ⅲ-1- 1
- 第2節 流出事故の主な対策 6-Ⅲ-1- 1
- 第3節 重油等の種類と性質 6-Ⅲ-1- 1

第2章 災害予防計画

- 第1節 防災体制の整備 6-Ⅲ-2- 1
- 第2節 防除資機材等の整備 6-Ⅲ-2- 2
- 第3節 沿岸域及び海域利用情報の収集・整理 6-Ⅲ-2- 2
- 第4節 海上交通の完全確保 6-Ⅲ-2- 2
- 第5節 人材の育成 6-Ⅲ-2- 2
- 第6節 防災訓練 6-Ⅲ-2- 3
- 第7節 関係機関との相互連携体制の整備 6-Ⅲ-2- 3

第3章 災害応急対策計画

- 第1節 情報の収集・伝達 6-Ⅲ-3- 1
- 第2節 応急対策 6-Ⅲ-3- 2

第4章 災害復旧計画

- 第1節 災害復旧計画の策定 6-Ⅲ-4- 1
- 第2節 施設の復旧 6-Ⅲ-4- 1
- 第3節 安全性の確認 6-Ⅲ-4- 1
- 第4節 被害者等へのフォロー 6-Ⅲ-4- 1
- 第5節 再発防止策の検討 6-Ⅲ-4- 1
- 第6節 環境保全対策 6-Ⅲ-4- 2
- 第7節 補償対策 6-Ⅲ-4- 2
- 第8節 漁業経営対策 6-Ⅲ-4- 2
- 第9節 風評被害防止対策 6-Ⅲ-4- 2

Ⅳ 鉄道事故対策計画

第1章 総 則

- 第1節 過去の主な事故（死傷者を伴うもの） 6-Ⅳ-1- 1
- 第2節 予想される事故と地域 6-Ⅳ-1- 1

第2章 災害予防計画

- 第1節 防災体制の整備 6-Ⅳ-2- 1
- 第2節 鉄道交通の安全確保 6-Ⅳ-2- 1
- 第3節 応急対策用資機材等の整備 6-Ⅳ-2- 2
- 第4節 防災訓練 6-Ⅳ-2- 2
- 第5節 関係機関との相互連携体制の整備 6-Ⅳ-2- 2

第3章 災害応急対策計画

- 第1節 情報連絡体制の整備 6-Ⅳ-3- 1
- 第2節 応急対策 6-Ⅳ-3- 1

第4章 復旧・復興対策 6-Ⅳ-4- 1

V 航空機事故対策計画

第1章 総 則

第1節 過去の顕著な災害 6-V-1- 1

第2節 予想される事故と地域 6-V-1- 1

第2章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備 6-V-2- 1

第3章 災害応急対策計画

第1節 情報収集・伝達..... 6-V-3- 1

第2節 応急対策 6-V-3- 1

第4章 復旧・復興対策 6-V-4- 1

計画の沿革 6-V-4- 2

I 道路事故対策計画

第1章 総 則

市内の市道、県道、国道等の道路において、自然災害、車両の衝突、車両火災、道路構造物の破壊等により多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救出し被害の軽減を図るため、市及び県、防災関係機関がとるべき行動を定める。

第1節 関係機関の業務の大綱

防災関係機関が処理すべき業務の大綱は、以下のとおりとする。

機 関 名	処理すべき業務
市	(1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報に関すること (2) 被災者の救出、救護（搬送・収容）に関すること (3) 事故拡大防止のための消火その他消防活動に関すること (4) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近の市民に対する避難指示に関すること (5) 県又は他の市町村に対する応援要請 (6) 関係防災機関との調整に関すること
市消防本部	(1) 救助・救出用資材、車両等の整備 (2) 救急隊員、救助隊員の知識、技術の向上、救急救命士の育成 (3) 事故発生時の医療機関との情報相互伝達体制の確立 (4) 携帯電話からの119番通報に対し的確に対応できる体制の確立
道路管理者 (市、県、国土交通省中部地方整備局)	(1) 管理道路の災害予防に関すること (2) 管理道路の防災体制の整備に関すること (3) 事故発生時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること (4) 道路施設の二次災害の阻止及び復旧に関すること
県警察	(1) 災害関係情報の収集及び伝達 (2) 被害実態の早期把握 (3) 負傷者等の救出救助 (4) 緊急交通路の確保等交通上の措置 (5) 避難誘導及び二次災害の防止措置 (6) 検視及び行方不明者の捜索 (7) 市民の安全確保と不安解消のための広報 (8) 関係機関の行う災害復旧への協力 (9) その他必要な警察業務
国土交通省 中部地方整備局	(1) 事故状況の収集・把握及び関係防災機関への連絡通報に関すること (2) 関係防災機関との調整に関すること
静岡地方気象台	(1) 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 (2) 気象、地象（地震にあつては地震動に限る。）及び水象の予報及び警報 (3) 気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表 (4) 気象業務にかかわる各種の研究 また、これらの業務を適切に実施するため、気象庁は気象、地象、水象に

	関する各種観測網及び予報、警報等を発表、伝達する各種組織など、所要の施設及び体制を整備する。
医療機関	搬送患者を効率よく受け入れるための情報伝達体制の確立
建設事業者	事故災害対応に必要な資機材の備蓄状況の把握

第2節 過去の顕著な事故

市内において、幸い大規模な道路事故は発生していないが、過去には、県内で多数の死傷者を出す事故が発生しており、本市でもおこらないとは限らない。

第3節 予想される事故と地域

1 道路状況等

市内の道路状況、交通量、事故件数等は資料編による。※資料編（10-4）＜道路・橋梁の状況＞、（10-5）＜市内の交通量＞、（10-6）＜市内の交通事故件数等＞

2 予想される道路事故の態様と地域

市内で発生が予想される道路事故には、落石・土砂崩れといった自然災害に起因するもの、道路構造物の破損に起因するもの、大規模な交通事故によるものなどが想定され、態様としては以下のものが考えられる。

要 因	想定される事故
自然災害等に起因するもの	(1) 落石・土砂崩れ等の道路法面の崩壊 (2) 河川の増水、津波等による橋梁・道路の流失
大規模な交通事故等に起因するもの	(1) トンネル内での車両火災 (2) 道路上での危険物等の漏洩 (3) バスの転落等事故
その他	沿道での大規模火災等

大規模な交通事故については、国道1号線や、国道301号線が発生箇所として考えられるが、事故発生の場合の社会的影響は大きく、防災体制について十分な配慮が必要である。

第2章 災害予防計画

第1節 道路構造物の災害予防

各道路管理者は、道路構造物の異常を早期に知覚するために点検を実施し、災害発生のおそれがある危険箇所を把握し、改修等を行う。

また、被災した施設の早期復旧を図るため、平常時から応急復旧資機材を保有又は調達できる体制を整備する。

市、県、警察、消防、医療機関等関係機関は、道路管理者と連携・協力し、救助・救急、医療機関への搬送、不明者の搜索、交通規制、危険物の処理、市民の避難等を迅速に実施できるよう体制を整備するとともに、訓練等を通じて平時から災害対応の習熟に勤める。

第2節 道路管理者等の防災体制の整備

実施主体	内 容
市	防災関係機関相互の情報伝達体制の整備
市消防本部	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 救助・救急活動に必要な車両及び救急救助用資機材の整備
道路管理者 (市、県、国土交通省中部地方整備局)	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 安全設備等の整備 (3) 防災体制の確立(情報連絡を含む) (4) 異常気象時の通行規制区間の指定 (5) 通行規制の実施及び解除 (6) 通行規制の実施状況に関する広報 (7) 防災訓練の実施
県警察	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 防災体制の確立(情報連絡を含む) (3) 通行の禁止等の措置 (4) 信号機等の点検
静岡地方気象台	(1) 気象観測予報体制及び地震・津波、火山監視体制の整備等 (2) 気象等の防災情報の提供等 (3) 気象知識等の普及
国土交通省中部地方整備局	防災関係機関相互の情報伝達体制の整備
医療機関	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 応急救護用医療品、医療資機材等の確保体制の整備
建設事業者	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 応援業務に関連する情報連絡体制の整備 (3) 応援業務に必要な資機材の備蓄状況の把握

第3節 危険物流出等に備えた資機材等の整備

道路管理者等は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備に努める。

また、特に危険物等の運搬事業者に対しては、運搬車両の安全対策及びイエローカード（化学物質の有毒性、事故発生時の応急措置、緊急連絡先等を記載したカード）の携行の普及促進等を図る。

第4節 防災訓練

市、県、防災関係機関は、市、県、防災関係機関、道路管理者及び市民と相互に連携し、消火、救助・救出等について、より実践的な防災訓練を実施する。

第5節 道路トンネル事故の予防対策

1 主要なトンネルの現状

No.	名 称	路線名	延長 (m)
1	多米トンネル	愛知県道4号線	526
2	潮見トンネル	国道1号線	1,376

2 事故防止対策

道路管理者は、トンネルにおける消火、警報設備等の整備及び作動状況の点検並びに関係機関の連絡協調体制について改善に努める。

大規模車両火災等を未然に防止するため、爆発性又は易燃性を有する物件その他の危険物を運搬する車両に対する安全運送の確保の指導取締りの強化に努める。

道路利用者、運行管理者等に対する安全運転の励行、車両及び積荷の点検整備等の指導を行うとともに、広報等に努める。

道路管理者、警察及び消防機関等は交通量、トンネルの形状等により災害対策の必要性の高いトンネルについて、定期的に合同の防災訓練の実施に努める。

第6節 関係機関と相互連携体制の整備

1 連絡窓口の明確化

関係防災機関は、事故情報、被害状況及び各機関の応急対策の実施状況等の情報を相互に共有し、情報の欠落や錯綜等を未然に防止するため、連絡窓口等をあらかじめ明確にしておくこととする。

2 防災訓練の合同実施

道路管理者、消防、警察等防災関係機関は、合同で防災訓練を実施し、情報の伝達、交通規制、救助・救出活動等における道路事故災害応急対策の特性及び職務分担について、周知徹底を図る。

第3章 災害応急対策計画

事故の状況に応じて、事前配備職員の参集あるいは職員の増員、情報収集体制の確立、災害対策本部の設置など、必要な体制をとる。

市が県（知事）に報告・要請等を行う場合は西部地域局（静岡県災害対策本部西部方面本部）を通じて行うことを基本とする。

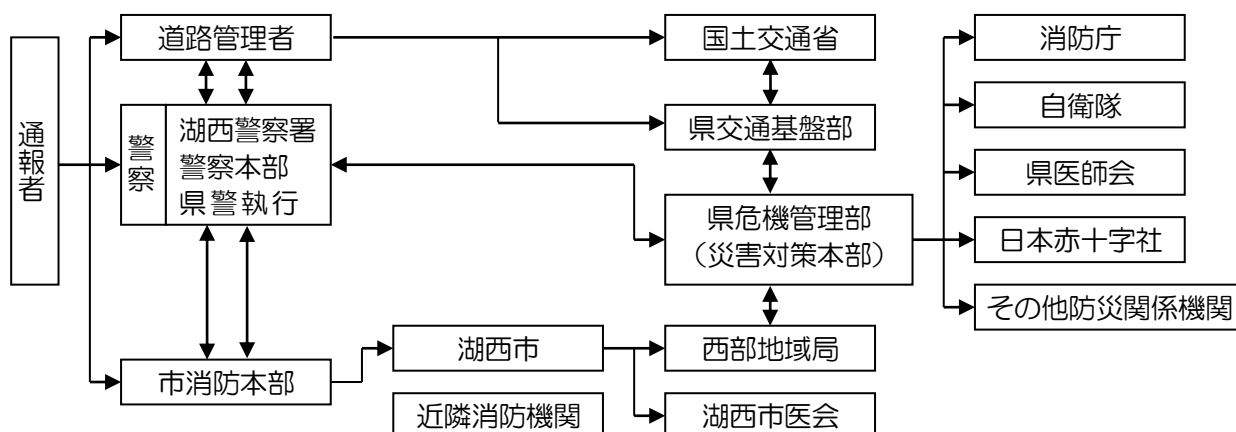
第1節 情報の収集・伝達

道路災害発生の通報を受けた場合は、関係部局に内容を連絡する。また、消防庁へ様式に基づき報告する。

災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を関係部局、県その他関係機関と共有する。迂回路などの情報と併せて随時市や道路管理者のホームページに掲載するなど、広報活動を行う。

市、県及びその他防災関係機関は、被災者の家族等のニーズを十分把握し、道路災害の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

<情報連絡系統図>



第2節 応急体制

1 市の体制

区 分	内 容
体制配備基準 及び災害対策 本部の設置	※資料編（1-7）＜湖西市災害対応マニュアル＞
組織	湖西市の組織計画については「共通対策編 第3章 第2節 組織計画」に準

	ずる。
--	-----

2 防災関係機関の実施事項

防災関係機関は、次の事項を処理する。

実施主体	内 容
市	(1) 現地における応急的医療施設及び収容施設等の設置並びに管理 (2) 死傷者の捜索、救出、搬出及び災害現場の警戒並びに関係機関の実施する搬送等の調整 (3) 遺体の措置 (4) 道路の応急復旧
市消防本部	(1) 消火活動 (2) 被災者の救出、救護 (3) 負傷者の医療機関への搬出
道路管理者 (市、県、国土交通省中部地方整備局)	(1) 負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力 ア 主要交通路（迂回路）の確保 イ 災害時における通行の禁止又は制限 (2) 道路施設の応急復旧活動に関すること ア 道路の応急復旧 イ 類似災害の再発防止のための被災箇所以外の道路施設に関する緊急点検の実施
県警察	(1) 災害関係情報の収集及び伝達 (2) 被害実態の早期把握 (3) 負傷者等の救出救助 (4) 緊急交通路の確保等交通上の措置 (5) 避難誘導及び二次災害の防止措置 (6) 検視及び行方不明者の捜索 (7) 県民の安全確保と不安解消のための広報 (8) 関係機関の行う災害復旧への協力 (9) その他必要な警察業務
医療機関	(1) 救護所の開設 (2) 負傷者に対する医療処置 (3) 患者搬送
建設事業者	負傷者の救助及び消火活動の実施のために必要な協力

第3節 危険物の流出・散乱に対する応急措置

危険物等の流出・散乱が確認された場合、又は想定される場合は、現場の状況に応じ以下の措置を行う。

1 拡散防止措置等

区 分	内 容
流出危険物の拡散防止及び除去	(1) 警察及び消防は、危険物等の運搬車両に備えてあるイエローカード又は運搬車両の所属事務所から流出危険物の名称、性状、毒性等の状況を把握する。 (2) 輸送業者及び消防、警察、道路管理者は連携して、危険物の防除作業を実施し、拡散防止に努める。

二次災害の防止	(1) 消防機関等は、流出危険物から発生する可燃性ガス及び有毒ガスの検知を行い、火災及び健康被害、環境汚染防止等を行う。 (2) 流出危険物による飲料水汚染の可能性がある場合には、県及び河川管理者等は、水道水取水機関に直ちに連絡し、取水制限等の措置をとる。 (3) 流出危険物による河川海域等の公共用水域、地中及び大気汚染の可能性がある場合には、河川管理者及び保健所等は必要に応じて環境調査を実施する。 (4) 必要に応じて付近の市民の避難誘導等を行う。
---------	---

2 市民の安全確保

危険物等が流出・散乱した場合は、有毒物質等の拡散等により影響のある地域に対して、市は付近の市民などの避難、区域への立入禁止等の必要な措置をおこなう。また付近の市民などを避難させる際には、安全な地域に避難場所を開設する。

災害の概要及び警戒区域の指定状況、規制の内容（「中毒危険」、「退去命令」、「火気の使用禁止」等）の情報を広報する。

危険物の処理が終了し、安全が確認された場合、速やかに警戒区域を解除するとともに、その旨広報する。

第4章 災害復旧計画

第1節 災害復旧計画の策定

関連する他の施設の被害状況・応急復旧状況及び既存の整備計画等の動向を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で、迅速かつ計画的な災害復旧計画を策定する。

第2節 施設の復旧

施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。また、復旧完了時期の明示に努める。

第3節 安全性の確認

応急対策が概ね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。

安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、広報誌やインターネットなど各種広報媒体を活用して広く市民に周知を図る。

第4節 被害者等へのフォロー

1 健康相談の実施

危機事案の発生により乗客及び沿線の市民が大きな被害を受けた場合は、県等と協力して相談窓口を設置するとともに、医師、保健師による巡回健康診断を実施する。

2 心の健康相談の実施

発生した危機事案による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

第5節 再発防止策の検討

1 対応の評価

当該危機事案への対応が収束した時点でそれまでの対応等の総括を行い、緊急連絡や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

関係機関に対し事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。

II 船舶事故対策計画

第1章 総 則

市の周辺海域において、船舶等の衝突、転覆、火災、浸水等の事故により、多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生した場合に迅速かつ適切に救助するため、市及び県、防災関係機関がとるべき行動を定める。

ただし、油等の流出事故については「III 沿岸排出油事故対策計画」の定めるところとする。

第1節 過去の顕著な事故

本市周辺海域では、幸い大規模な海上事故は起きていないが、過去には他県の周辺海域で多数の死傷者を出す事故が発生しており、本市周辺海域でも起こらないとは限らない。

第2節 予想される事故と地域

海難とは、海上における船舶又は航空機の遭難その他海上において人命又は財産に被害が生じ、又は生じるおそれのある事態であって、保護を必要とするものであり、主な形態は以下のとおりである。

海難は、個々の形態が異なり、様々な複合的要素を持つため、衝突・浸水・火災・乗揚げによる船体断裂等による燃料油や貨物油の排出など複合的な事故となることがある。

主な形態	内 容
衝突	船舶が他の船舶又は物件（岸壁、防波堤、栈橋、流氷等）に接触したことをいう。
乗揚	船舶が、陸岸、岩礁、浅瀬、捨石、沈船等水面下にあつて大地に直接又は間接的に固定しているものに乗揚げ、乗切り又は底触して船舶の航行に支障が生じたことをいう。
転覆	船舶が、外力、過載、荷崩れ、浸水、転舵等のため、ほぼ90度以上傾斜して復原しないことをいう。
浸水	船外から海水等が浸入し、船舶の航行に支障が生じたものをいう。
推進器障害	推進器及び推進軸が、脱落、もしくは破損し、又は漁網、ロープ等を巻いたため、船舶の航行に支障が生じたことをいう。
舵障害	舵取機及びその付属装置の故障、舵の脱落又は破損により、船舶の航行に支障が生じたことをいう。
火災・爆発	船舶又は積荷に火災が発生したことをいう。燃料その他の爆発性を有するものが引火、化学反応等によって爆発したことをいう。
機関故障	主機関等推進の目的に使用する機械が故障し、船舶の航行に支障が生じたことをいう。

安全障害	転覆に至らない船体傾斜、走錨及び荒天難航をいう。
------	--------------------------

本市の沖合海上は、県内の港に出入りする船舶や東西に往来する船舶が多いので、衝突、座しょうによる遭難、火災等の災害が予想される。

(参考)

＜海上災害に関する基本的な考え方＞

海上災害のうち、船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関損傷等の海難の発生によって生ずる人命に対する救助義務は、当該船舶の船長にあり、また、船舶が衝突したときは、相互の船舶の船長は人命及び船舶の救助に必要な手段を尽くさなければならない。

更に、他の船舶又は航空機の遭難を知ったときは、船長は人命救助に必要な手段を尽くさなければならない。

また、海難について人命救助を必要とする場合、第三管区海上保安本部が船長の救助活動の援助を行う。

特に陸岸に近い海難については、最初に事件を認知した沿岸市町長が救護活動を行う。

海難による人身事故における対応（任務等）と責務等の内容

主体	根拠法令	責務等の内容
市長	「水難救護法」第1条	遭難船舶救護の事務は最初に事件を認知した市長の責務
県警察本部	「水難救護法」第4条	救護の事務に関し市長を補助
当該船舶の船長	【国内法】 「船員法」第12～14条	(1) 人命の救助並びに船舶及び積荷の救助 (2) 船舶が衝突したときの人命及び船舶の救助 (3) 他の船舶又は航空機の遭難を知ったときの人命の救助
海上保安庁	「海上保安庁法」第2条	海上保安庁法による海難救助等に関する事務を行う任務

※海難により、人の生命に危険が及び、又は及ぼうとしている場合に、自らの危険をかえりみず、職務によらないで人命の救助に当たったものが災害を受けたときは、「海上保安官に協力援助した者等の災害給付に関する法律」及び「警察官の職務に協力した者の災害給付に関する法律」が適用され、国又は県から災害給付を受けることができる。

第2章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備

市、県、第三管区海上保安本部をはじめとする防災関係機関は、平常時から次の施策を実施し、船舶事故発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

実施主体	内 容
市	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 (3) 防災訓練への参加 (4) 関係機関との相互連携体制の整備 (5) 医療救護活動 傷病者が多数発生した場合は、救護所、案内窓口、遺体安置所を設置し、対応にあたる。
市消防本部	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 海上事故災害が発生した場合における消火活動及び救出救護活動を効率的・効果的に行うため、地域の実情に応じた資機材の整備等 (3) 防災訓練への参加 (4) 関係機関との相互連携体制の整備
県警察	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 (3) 防災訓練への参加 (4) 関係機関との相互連携体制の整備
第三管区 海上保安本部	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 救難資機材等の整備及び備蓄 (3) 海上交通の安全確保のための措置 ア 管轄海域及び本県の港湾内における航行制限及び海上交通情報の提供等の体制整備に努める。 イ 海事関係者等に対する海難防止及び海上災害防止に関する講習会の開催や訪船指導等を実施し、海難防止、海上災害防止思想の普及に努める。 (4) 防災訓練への参加 (5) 関係機関との相互連携体制の整備
海上運送 事業者等	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 海上交通の安全確保のための措置 (3) 防災訓練への参加 (4) 関係機関との相互連携体制の整備 (5) 「海上運送法」第10条の3の規定に基づく「安全管理規程」の作成
医療機関	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 (3) 防災訓練への参加 (4) 関係機関との相互連携体制の整備
国土交通省 中部運輸局	船舶の安全性を確保するため、船舶の定期的検査、立入検査等を実施し、必要な指導を実施

<特記事項>

1 海難防止指導

清水海上保安部、下田海上保安部及び御前崎海上保安署は、海難事故防止講習会の開催や訪船等により、船長及び海事関係者を指導し、事故防止に努める。

2 異常気象時における避難体制の確立

第三管区海上保安本部は、気象、高潮、波浪等に関する警報及び災害に関する情報の通知を受けたときには、船舶に情報提供して事故防止に努める。

3 防災訓練

市、県及び関係機関は、海上事故への対応及び防災関係機関との連携の習熟を図るため、訓練の推進に努める。

4 関係機関との相互連携体制の整備

海上事故災害等の場合における消火活動等を効果的に行うため、海上保安機関と消防機関は、概ね次の事項の調整をしておく。

- (1) 資機材の保有状況等の資料の交換
- (2) 消火活動要領及び連絡周知系統の作成
- (3) 必要資機材の整備の促進

法令に定めるものの他、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておく必要があると認められる資料及び情報については、相互に交換する。

第三管区海上保安本部は、迅速かつ的確な救助活動の確立を図るため、医療機関との連絡・連携対策の整備を図る。

第三管区海上保安本部等は、迅速かつ的確な救助活動の確立を図るため、海難船舶に係わる情報など市等との連絡・連携体制を強化しておくもとする。

第3章 災害応急対策計画

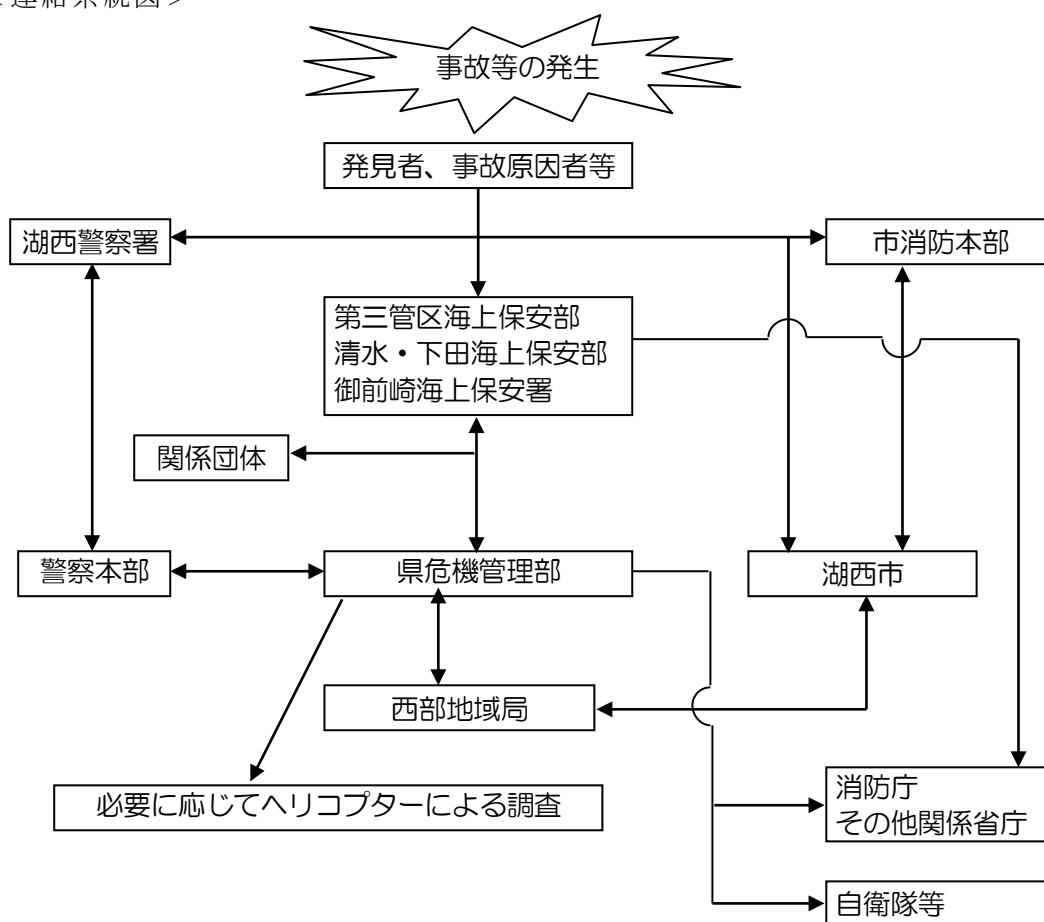
海上災害が発生した場合は、市、県、防災関係機関等は、直ちに初動体制を確立して次の対策を行い、被害の拡大防止や軽減を図る。

市が県（知事）に報告・要請等を行う場合は西部地域局（静岡県災害対策本部西部方面本部）を通じて行うことを基本とする。

第1節 情報の収集・伝達

海上災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を市、県の関係部局、防災関係機関と共有する。広報の必要がある場合には、市のホームページに掲載するなど、広報活動を行う。

<連絡系統図>



第2節 応急対策

1 応急対策の流れ

海難による人身事故の場合（遭難者、行方不明者、死傷者等の数が多く、国の機関の通常の体制では対応不可能な場合を想定）

事項	市	県	国	船長等
海難の発生	市災害対策本部の設置	災害対策本部及び方面本部設置	・海上保安本部による被害規模等の情報収集 ・海上保安本部から県等への情報連絡	最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報
搜索活動	沿岸海域を中心とする搜索活動	海上保安本部等と連携をとった県ヘリ等による搜索活動	海上保安本部のヘリ等による搜索活動	
救助・救急活動	沿岸海域を中心とする救助・救急活動	海上保安本部等と連携した救助・救急のための県ヘリ等の出動	海上保安本部による、県及び沿岸市町等と連携した救助・救急活動	救助・救急活動
医療活動	・医師の確保を行い、救護班を編成し、負傷者等の医療・救護措置を実施 ・必要に応じて、県に対して、県医師会、日本赤十字社県支部等の派遣を要請 ・海上保安本部からの要請に基づく医療機関の医療・救護活動	沿岸の関係市町からの要請による医療機関への救護班の派遣要請	海上保安本部から沿岸の関係市町への医療活動要請	
消火活動 （必要な場合に に応じて）	・消火活動 ・必要に応じ、消防相互応援協定締結消防機関へ応援依頼 ・必要に応じて、県に対して県外の消防機関の派遣を要請	消防庁を通じて他の都道府県の消防機関への応援要請	・海上保安本部による沿岸市町の消防機関と連携した消火活動 ・消防庁による緊急消防援助隊の派遣	
緊急輸送活動	被害の状況に応じて、車両等の確保・配置（困難な場合には県に対して調達のあっせん依頼）	県は、沿岸の関係市町とともに、必要に応じて、航空機の臨着場及び緊急物資の搬入・搬出等に関する職員を手配	・海上保安本部は、必要に応じて、緊急輸送を円滑に行うための船舶交通の制限又は禁止 ・中部運輸局静岡運輸支局、県旅客船協会は、県からの要請に基づく緊急輸送車両又は船舶の調達又はあっせん	

（注）その他、県知事等の要請に基づく自衛隊による搜索、救助・救急、医療、消火、緊急輸送活動等

2 市の体制

区 分	内 容
体制配備基準 及び災害対策 本部の設置	※資料編（1-7）＜湖西市災害対応マニュアル＞
組織	湖西市の組織計画については「共通対策編 第3章 第2節 組織計画」に準ずる。

3 防災関係機関の実施事項

防災関係機関は、次の事項を処理する。

実施主体	内 容
市	(1) 情報の収集・伝達 (2) 職員の非常参集、市災害対策本部設置など必要な体制の確立 (3) 県又は防災関係機関への協力・応援要請 (4) 救助・救出活動 (5) 医療救護活動 (6) 避難所の開設、避難誘導 (7) 市民に対する広報
市消防本部	(1) 情報の収集・伝達 (2) 消火活動 (3) 救出・救助活動 (4) 流出危険物に関する対応
県警察	(1) 情報の収集・伝達 (2) 捜索活動 (3) 救助・救出活動 (4) 交通規制の実施
第三管区 海上保安本部	(1) 情報の収集・伝達 (2) 海上における治安維持 (3) 海上における船舶交通の安全確保 (4) 海難の際の人命救助及び船舶の救助 (5) 現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の 応急的な捜査活動
海上運送事業者等	(1) 情報の収集・伝達 (2) 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に 事故対策本部を設置 (3) 海保や市町村等に対する必要な支援の要請 (4) 事業者としての消火・捜索・救出・救助活動 (5) 2次災害の防止活動 (6) 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、海保、消防 や警察への報告 (7) 被災乗員家族等への情報提供（乗員に被害が出た場合） (8) 被災乗員及び被災乗員家族に対する必要な手配 (9) 代行輸送者、牽引船等の手配 (10) 乗員の避難誘導 (11) 乗員に対する広報
医療機関	(1) 情報の収集・伝達 (2) 医療救護活動

<特記事項>

1 捜索・消火活動

海上保安部及び関係機関が捜索・消火活動を実施する。

2 救助・救急活動

県は、遭難船舶を認知した場合は、市、海上保安本部、警察に連絡する。市、海上保安本部、警察は海岸等現場において必要な活動を実施する。

3 医療救護等

傷病者が多数発生した場合は、市は救護所、案内窓口、遺体安置所を設置し、対応にあたる。

第4章 復旧・復興対策

(Ⅰ 第4章「災害復旧計画」に準ずる。)

Ⅲ 沿岸排出油事故等対策計画

第1章 総 則

市の海域において、大量の油等が排出された場合の拡散防止と回収を実施し、沿岸の市民の安全を図るとともに、環境汚染を最小限に防ぐための市及び県、防災関係機関の措置を定める。

第1節 過去の顕著な事故

本市周辺海域では、幸い大規模な排出油事故は起きていないが、過去には周辺海域で事故が発生しており、本市周辺海域でも起こらないとは限らない。

第2節 流出事故の主な対策

沿岸排出油事故における主な対策は次のとおりである。

- 1 海上における事故現場での応急防除措置
- 2 油等が流出した場合の海上での拡散防止及び回収
- 3 流出した油等が陸地に漂着した場合の防除対策
- 4 回収した油等の保管、運搬、処理に関する業務

第3節 重油等の種類と性質

種 類	性 質
A重油	(1) 流出源から数百m～数マイル漂流しながら、風浪等の影響で一部蒸発攪拌され、希釈分散する。 (2) 対応としては、閉鎖性海域で発生し、沿岸漂着が予測される場合は、早々に洋上回収・処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。 (3) オイルフェンスの活用による油の包囲、又は誘導により回収を行う。 (4) 沖合の開放海域で、沿岸漂着の可能性のない場合は、漂着監視を実施し、漂着の可能性がある場合は、油処理剤を散布し、航走攪拌を実施する。 (5) 油処理剤の使用については、使用前にテストを行い、効果の確認を行うとともに、関係機関と協議のうえ、漁業関係者の同意を得たうえで使用する。
C重油	(1) 大型船の燃料として使用され、また火力発電用の燃料として大量に輸送されており、一旦事故が発生すれば流出量が多く、かつ、防除に要する日数も長くなるため、甚大な被害を発生させる可能性がある。 (2) C重油は蒸発せず、1～3日ほどで乳化（ムース化）する。 (3) 沿岸漂着により、漁業、工業プラント、観光産業等に被害を及ぼす。

	(4) 対応としては、沿岸漂着が予測される場合は、オイルフェンスの活用により早期に洋上回収処理を行う必要があり、既に沿岸漂着している場合は、被害を受ける海岸を最小にする工夫が必要である。 (5) C重油は、油処理剤の効果がない場合もあり、使用前にはテストを行い、効果の確認を行う。また、沿岸漂着した場合は、長期間に及ぶことを念頭に作業員の手配を行う。
原油	(1) 流出量が多いとき、油種によっては原油ガスの発生に注意が必要であり、風下は広範囲にわたり危険海域となる。 (2) 非防爆型の作業船の接近は避けなくてはならない。 (3) 原油の蒸発成分は、1～3日のうちに蒸発し、残油は急速に乳化（ムース化）していく。 (4) 対応としては、海上に流出した後、乳化（ムース化）前は、早々に洋上回収・処理を行い、軽質分が蒸発、又は乳化（ムース化）したときは、C重油と同じである。
ガソリン	(1) ガソリンが海上に流出すると、引火性が高く非常に危険である。 また、早期に拡散、蒸発するので、その対応には最大限の注意を払わなければならない。 (2) 対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯市民の避難、火気に対する注意を喚起する他、場合によっては市民に対し、避難を指示するなど二次災害の発生の防止を図る。 (3) やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進、又は消火泡により油面を被覆する等、引火ガスの大気拡散を抑制する。
軽油	(1) 軽油が海上に流出すると、早期に拡散する。 (2) 対応としては、基本的には、引火による爆発を防止するため、風下側に危険海域を設定し、一定の時間帯市民の避難、火気に対する注意を喚起する他、場合によっては市民に対し、避難を指示するなど二次災害の発生の防止を図る。 (3) やむを得ず防除活動の必要がある場合は、風上側から放水による拡散促進、又は油吸着マット等により回収を行う。
灯油	(1) 灯油が海上に流出すると、早期に拡散する。 (2) 対応としては、風上側から放水による拡散促進、又は油吸着マット等により回収を行う。
潤滑油	(1) 潤滑油が海上に流出すると、早期に拡散する。 (2) 対応としては、風上側から放水による拡散促進、又は油吸着マット等により回収を行う。
ケミカル類	(1) 油以外の液体物質のうち、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年12月25日法律第136号、以下「海防法」という。）第3条第3号で規定する物質のケミカル類は、海上に流出した場合の変化は、種類により浮上、沈降、水中浮遊とさまざまである。 (2) 多くの場合、引火又は有毒性の危険があり、更に複数の水溶性のケミカルが混じり合うと反応し合うこともあり、その都度専門家等による確認を要する。 (3) 対応としては、変化及び特性に合わせて、専門家の指示に従う。
液化ガス	(1) メタンを主成分とする天然ガスを冷却液化したものを液化天然ガス又はLNG（Liquefied Natural Gas）という。 また、LPG（Liquefied Petroleum Gas）とは、液化石油ガスのことで、石油系の炭化水素のうち、プロパン、ブタンを主成分とする混合物のことである。 (2) LNGについては、海上に流出後、直ちに気化し、大気中に拡散する。気化する際に形成される白い蒸気雲により危険範囲を把握し、着火源を近づけないことが肝要である。 (3) LPGについては、ガス比重が空気より重く、低部に滞留するため、取扱上最も注意をしなければならず、ガス検知器でガス濃度を測定するとともに、発火物

	を近づけないことが肝要である。
--	-----------------

(参考)

<油等排出災害に関する基本的な考え方>

海洋での油等の防除義務者【指導・監督機関：海上保安庁】

1 総括的な規定

主 体	根拠法令	責務等の内容
船舶の船長又は船舶所有者、海洋施設等又は海洋危険物管理施設の管理者又は設置者その他の関係者	海防法第2条 (総括的な規定)	油、有害液体物質等もしくは危険物の排出があった場合又は海上火災が発生した場合において排出された油又は有害液体物質等の防除、消火、延焼の防止等の措置を講ずることができるように常時備えるとともに、これらの事態が発生した場合には、当該措置を適確に実施することにより、海洋の汚染及び海上災害の防止に努めなければならない。

2 具体的な排出物ごとの規定

「海防法」では、上記の一般的な防除義務の規定に加えて、排出物ごとに具体的な責任等を記している。

排出物の定義については、「海防法」第3条に規定されている。

(1) 大量の油等が排出された場合

主 体	根拠法令	責務等の内容
・船舶の船長又は管理施設の管理者 ・排出の原因となる行為をしたもの	「海防法」 第39条第1項	排出された油等の広がり及び引き続く油等の排出の防止並びに排出された油等の除去のための応急措置を講じなければならない。
海上保安庁長官	「海防法」 第39条第3項	当該船舶所有者等が講ずべき措置を講じていないと認められるときは、講ずべき措置を講ずべきことを命ずることができる。
定義	「海防法」施行規則第29条：特定油……蒸発しにくい油（原油等）	
濃度及び量の基準	(1) 「海防法」施行規則第30条：特定油分の濃度が、特定油1万cm ³ あたり10cm ³ 以上 (2) 特定油の量が、100リットル以上の特定油分を含む量	

(2) 廃棄物等が排出された場合

主 体	根拠法令	責務等の内容
海上保安庁長官	「海防法」 第40条	廃棄物その他の物（油及び有害液体物質を除く。）の排出により、又は船舶の沈没もしくは乗揚げに起因して海洋が汚染され、又は汚染されるおそれがあり、当該汚染が海洋環境の保全に著しい障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認める場合は、当該廃棄物その他の物を排出したと認められる者又は当該沈没し、もしくは乗り揚げた船舶の船舶所有者に対し、当該廃棄物その他の物の除去又は当該船舶の撤去その他当該汚染の防止のため必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

※ (1) 及び (2) の場合における海上保安庁長官による措置（「海防法」第41条第1項）

措置を講ずべき者がその措置を講ぜず、又はこれらの者が講ずる措置のみによっては海洋の汚染を防止することが困難であると認められる場合において、排出された油、有害液体物質、廃棄物その他の物の除去その他の海洋の汚染を防止するため必要な措置を講じたときは、当該措置に要した費用で国土交通省令で定める範囲のものについて、当該船舶の船舶所有者又は海洋施設等の設置者に負担させることができる。

(3) 危険物が排出された場合

主 体	根拠法令	責務等の内容
船舶の船長又は管理施設の管理者 排出の原因となる行為をしたもの	「海防法」 第42条の2第3項	直ちに、引き続く危険物の排出の防止及び排出された危険物の火災の発生の防止のための応急措置を講ずるとともに、危険物の排出があった現場付近にある者又は船舶に対し注意を喚起するための措置を講じなければならない。
海上保安庁長官	「海防法」 第42条の5第1項	当該排出された危険物による海上火災が発生するおそれがあるときは、海上火災が発生したならば著しい海上災害が発生するおそれがあるときは、海上火災が発生するおそれのある海域にある者に対し火気の使用を制限し、もしくは禁止し、又はその海域にある船舶の船長に対しその船舶をその海域から退去させることを命じ、もしくはその海域に侵入してくる船舶の船長に対しその進入を中止させることを命じることができる。

漂着・回収後の油等の処理・処分責任者【指導・監督機関：環境省・都道府県】

主 体	根拠法令	責務等の内容
船舶所有者	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	ロシア船籍タンカー「ナホトカ号」重油流出事故については、厚生省通知（平成9年1月23日）により「今回の事故により海岸に漂着した油について、回収し、一時保管場所に集積等された後の運搬・処理にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき適正に処理すること。また、集積された排油等の廃棄物については、船舶所有者が運送活動に伴い排出した産業廃棄物として取り扱われたいこと。」となっており、この計画においてもその考え方を適用する。

重油等の防除に関する関係各機関の任務・権能等

主 体	根拠法令	責務等の内容
海上保安庁	「海上保安庁法」第2条 「海防法」 第39条第3項 第42条の15第1項	海上保安庁法による一般的な海洋汚染防止の任務の他、海防法により防除措置義務者に必要な措置を講じることがを命じ、又は措置を講ずべき者がその措置を講じていないと認めるとき、又は措置を講ずべきことを命ずるいとまがないと認めるときは、指定海上防災機関に排出油等の防除措置を指示することができる。
指定海上防災機関	「海防法」 第42条の14 第1号～第2号	海上保安庁長官の指示を受けて排出油等の防除の措置を実施するとともに、船舶所有者等の委託を受けて海上災害のための措置などを実施すること。
国土交通省中部地方整備局港湾空港部	「国土交通省設置法」 第4条第15号、 第103号 第31条第2号	海洋の汚染及び海上災害の防止に関すること。 国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関すること。

地方公共団体	「災害対策基本法」第50条第1項第6号	清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
港湾管理者	「港湾法」第12条第2号 〃 第6号 第34条	(1) 港湾区域及び港務局の管理する港湾施設を良好な状態に維持すること。(港湾区域内における漂流物、廃船その他船舶航行に支障を及ぼすおそれがある物の除去及び港湾区域内の水域の清掃その他の汚染の防除を含む。) (2) 消火、救難及び警備に必要な設備を設け、並びに港湾区域内に流出した油の防除に必要なオイルフェンス、薬剤その他の資材を備えること。
漁港管理者	「漁港漁場整備法」第4条	漁港漁場整備事業の一環として漁港における汚泥その他公害の原因となる物質のたい積の排除、汚濁水の浄化その他の公害防止のための事業を施行すること。

第2章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備

市、県、第三管区海上保安本部をはじめとする防災関係機関は、平常時から次の施策を実施し、排出油事故発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

実施主体	内 容
市	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 (3) 防災訓練への参加 (4) 関係機関との相互連携体制の整備 (5) 静岡県沿岸排出油等防除協議会との連携 (6) 協力要請に基づく、防除活動の実施及び支援 (7) ボランティア等に対する支援
市消防本部	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 海上事故災害が発生した場合における消火活動及び救出救護活動を効率的・効果的に行うため、地域の実情に応じた資機材の整備等 (3) 防災訓練への参加 (4) 関係機関との相互連携体制の整備
県	(1) 情報収集体制の整備 (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 (3) 防災訓練の実施 (4) 関係機関との相互連携体制の整備 (5) 静岡県沿岸排出油等防除協議会との連携 (6) 協力要請に基づく、防除活動の実施及び支援 (7) ボランティア等に対する支援
県警察	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 (3) 防災訓練への参加 (4) 関係機関との相互連携体制の整備
第三管区 海上保安本部	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 油流出事故発生時に必要な資機材を整備するとともに、緊急時の調達方法を定めておく。 (3) 海上交通の安全確保のための措置 ア 管轄海士及び本県の港湾内における航行制限及び海上交通情報の提供等の体制整備に努める。 イ 海事関係者等に対する海難防止及び海上災害防止に関する講習会の開催や訪船指導等を実施し、海難防止、海上災害防止思想の普及に努める。 (4) 防災訓練への参加 (5) 関係機関との相互連携体制の整備
静岡県沿岸排出 油等防除協議会	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 排出油等の防除に関する計画の策定

	(3) 排出油等の防除に必要な施設、資機材の整備の推進 (4) 排出油等の防除に関する研修及び訓練 (5) 排出油等の防除活動の実施の推進 (6) 関係機関との相互連携体制の整備
--	--

第2節 防除資機材等の整備

実施主体	内 容
市、県	(1) 関係機関、関係団体の防除資機材について、保有状況を把握し、その調達方法等を定めておく。 (2) 港湾管理者は、防除資機材を保有し、災害時に防災関係機関等に貸出す場合に備えて、あらかじめ手続きを定めておく。
清水・下田 海上保安本部	海上運送事業者等に対してオイルフェンス、薬剤、その他必要な防除資機材の備付けを指導する
静岡県沿岸排出 油等防除協議会	会員の防除資機材について、保有状況を常時把握し、その整備促進に努める。

第3節 沿岸域及び海域利用情報の収集・整理

排出油の事故災害で大きな被害を受ける沿岸域において、その地域の特性に応じた防除措置を迅速かつ的確に行うためには、あらかじめ、沿岸域の利用状況等を把握しておくことが重要であることから、市は沿岸及びその地先海面について、重点的に保護すべき施設、地域等の情報を収集整理しておく。

情報図として整備を行う場合、地域、海岸の形状環境的及び経済的側面から価値が高いとみなされる施設を地図上にプロットすることにより作成し、作成した情報図は関係団体のほか、防災関係機関において、防災対策の基礎資料として活用する。

なお、優先的に保護すべき施設等の優先順位について、あらかじめ検討しておく。

第4節 海上交通の安全確保

海上保安部及び港湾関係者は、管轄海域及び本市の港湾内において、船舶の安全航行環境の整備、海上交通情報の提供体制の整備等に努める。

第5節 人材の育成

排出油の防除活動を的確に行うために、排出油の性状、資機材の操作等に関する知識、ノウハウが必要であることから、関係団体等が実施する研修会等を活用し、人材の育成

に努める。

第6節 防災訓練

関係団体等は、海上保安本部等防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加することとし、防災訓練を通じた相互の連携強化に努める。

防災関係機関は、過去の災害状況、予想される油等の流出事故の規模、災害の程度等を想定するなどして、実践的な訓練の実施に努める。

第7節 関係機関との相互連携体制の整備

関係機関は、排出油等の防除に関して専門的な知識、ノウハウを有する団体等との間で災害発生時の支援内容や方法等について、あらかじめ確認しておくとともに、必要に応じて応援協定を締結するなど、相互の連携強化に努める。

また、防災関係機関等が実施する防除活動への支援のほか防除資機材の調達や輸送を行う団体等の活動内容等をあらかじめ把握し、協力依頼等を行う。※資料編（19-1）<災害に関する協定等一覧表>

第3章 災害応急対策計画

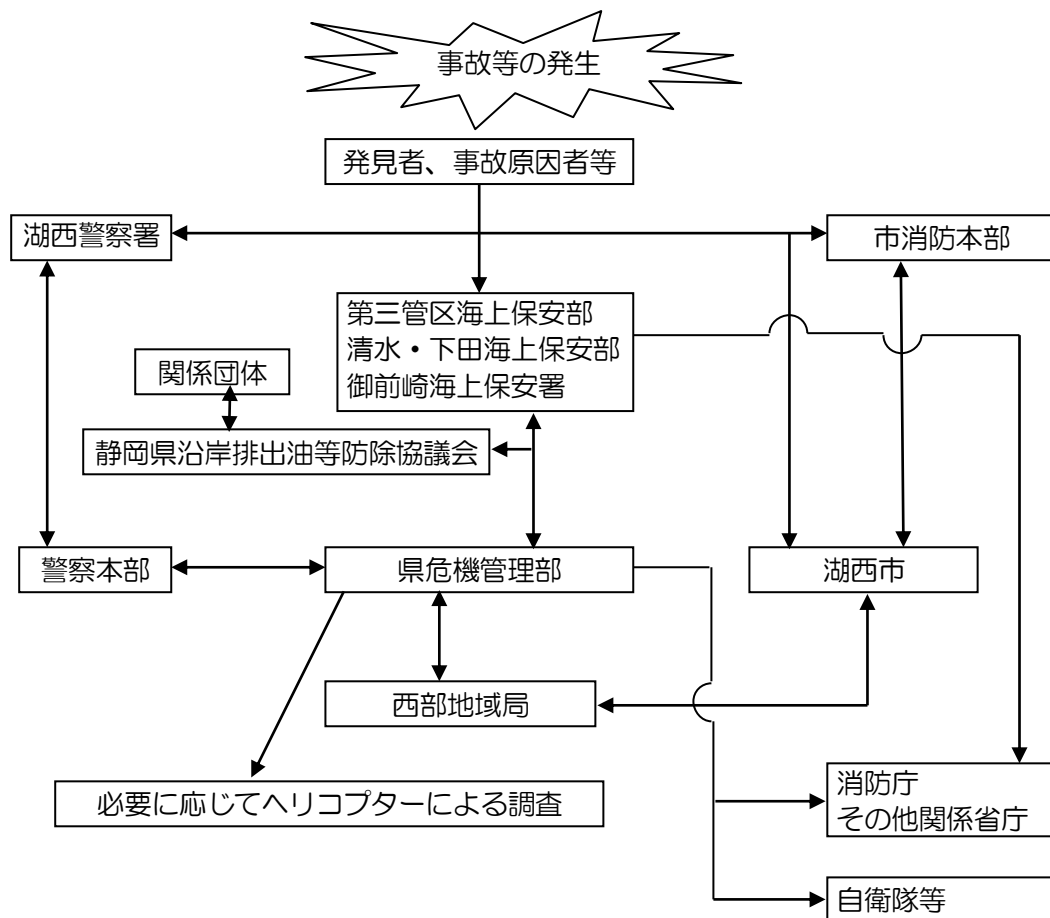
大量の油等の排出又は排出のおそれのある災害が発生した場合、市、県、防災関係機関は、直ちに初動体制を確立して次の対策を行い、被害の軽減を図る。

市が県（知事）に報告・要請等を行う場合は西部地域局（静岡県災害対策本部西部方面本部）を通じて行うことを基本とする。

第1節 情報の収集・伝達

海上災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を市、県の関係部局、防災関係機関と共有する。広報の必要がある場合には、市、県のホームページに掲載するなど、広報活動を行う。

<連絡系統図>



第2節 応急対策

1 応急対策の流れ

事項	市	県	国	船長等の防除義務者
大規模な重油等の流出事故の発生	防除関係者は出動待機	・情報収集 ・突発的応急体制の準備・防除関係者への情報提供	・防除資機材の調達 ・海上保安本部から県等に情報連絡 ・海上保安本部による防除義務者に対する防除作業の指導	・防除措置の実施 ・最寄りの海上保安本部の事務所、警察署等への通報
発災海域における防除措置	海上保安本部等からの要請に基づく防除措置の実施		海上保安本部は、緊急に防除措置をとる必要がある場合、指定海上防災機関に指示、及び自ら応急的な防除措置を行うとともに、関係機関等に協力要請	
(陸岸に漂着する可能性がある)	・市の警戒本部設置 ・市による防除資機材の調達	・突発的応急体制の確保 ・防除資機材の調達	巡視船艇、航空機等による監視	
(陸岸に漂着可能性大)	・市災害対策本部設置 ・市による陸岸のパトロール	・災害対策本部及び方面本部設置 ・陸岸のパトロール		
沿岸海域における防除対策	静岡県沿岸排出油等防除協議会会員等による沿岸海域での防除作業の協力	海上保安本部からの要請を受けた場合又は知事が必要と認めた場合の必要な対応	海上保安本部の沿岸海域における防除作業	
陸岸における回収作業	・市による回収作業計画の策定 ・市による回収作業 ・市によるボランティアの受入窓口の設置	・回収方針策定・沿岸市町の回収作業計画の総合調整 ・災害救援専門ボランティアの派遣調整 ・ボランティアの紹介窓口設置 ・必要により、自衛隊への派遣要請 ・必要に応じ、国や他府県への資機材提供要請又は民間からの買上げ、あっせん	・海上保安本部は、県等からの要請に基づき、陸岸での防除作業の指導及び協力を実施 ・知事の派遣要請を受けた自衛隊の陸岸における回収作業や資機材の無償貸与又は譲与	
回収後の処理		(産業廃棄物の場合) 収集、運搬、処		(産業廃棄物の場合) 船舶所有者

		分について、船舶所有者を指導		は、県の指導を受け、収集、運搬、処分を実施
--	--	----------------	--	-----------------------

2 市の体制

区 分	内 容
体制配備基準及び災害対策本部の設置	※資料編（1-7）＜湖西市災害対応マニュアル＞
組織	湖西市の組織計画については「共通対策編 第3章 第2節 組織計画」に準ずる。

3 防災関係機関の実施事項

防災関係機関は、次の事項进行处理する。

実施主体	内 容
市	(1) 情報の収集・伝達 (2) 関係機関への事故情報の伝達 (3) 市災害対策本部の設置（必要に応じて） (4) 沿岸等における排出油等の状況調査 (5) 管理施設の自衛措置 (6) 原因者等が沿岸において実施する防除活動に対する指導等 (7) 沿岸の市民に対する油等に関する情報提供及び法第60条第1項に基づく避難の指示等 (8) ボランティアの受け入れ (9) 協定等に基づく近隣市町への援助要請 (10) 海上保安部等からの要請に基づく防除措置 (11) 医療救護活動（負傷者があった場合） (12) 静岡県沿岸排出油等防除協議会への参画
市消防本部	(1) 情報の収集・伝達 (2) 関係先への事故情報の伝達 (3) 沿岸等における排出油等の状況調査 (4) 管理施設の自衛措置 (5) 沿岸の市民に対する、排出油等に関する情報提供 (6) 火災警戒区域の設定等「消防法」第23条の2に定める措置 (7) 救急活動（負傷者がいる場合） (8) 協定に基づく近隣消防機関への援助要請
県警察	(1) 情報の収集・伝達 (2) 警察用航空機、警察用船舶及び陸上からの目視等による事故及び被害情報の収集 (3) 事故及び被害状況の関係機関への連絡 (4) 被災区域周辺の警戒及び交通規制等の実施 (5) 市民の避難誘導及び立入り禁止区域の設定 (6) 防災関係機関の防除活動への支援
清水、下田海上保安部	(1) 情報の収集・伝達 (2) 事故関連情報の収集・整理及び会員等関係先への通報 (3) 巡視船艇等の現場への派遣 (4) 付近航行船舶等に対する措置 (5) 原因者等が実施する油等の防除活動及び事故船舶の船体措置に対する指導等

	(6) 防除協力者等に対する指導等 (7) 「海防法」の規定に基づく権限等の発動 (8) 事故情報及び防除作業に関する広報等 (9) 医療救護活動（負傷者があった場合） (10) 現場保存、証拠資料の収集、関係者の確保及び取り調べ、検視等の応急的な捜査活動
静岡地方気象台	(1) 情報の収集・伝達 (2) 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び気象情報等の提供
国土交通省中部地方整備局 沼津河川国道事務所 静岡河川事務所	(1) 情報の収集・伝達 (2) 清水・下田海上保安部及び中部地方整備局への事故情報の伝達 (3) 直轄海岸及び河川区域における状況調査及び自衛措置 (4) 原因者等が直轄海岸・河川区域において実施する防除活動に対する指導等 (5) 関係業界等との協定に基づく資材の斡旋等 (6) 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供 (7) 海上保安部長等からの要請に基づく防除措置
医療機関	(1) 情報の収集・伝達 (2) 医療救護活動（負傷者がある場合）
静岡県沿岸排出油等防除協議会	(1) 情報の収集・伝達 (2) 沿岸等における排出油等の情報収集 (3) 流出油の防除活動の調整 (4) 総合調整本部の設置・運営
船舶運航者	(1) 情報の収集・伝達 (2) 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置 (3) 海上保安部等や防除関係機関に対する必要な支援の要請 (4) 事業者としての消火・捜索・救出・救助活動 (5) 二次災害の防止活動 (6) 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、海保、消防や警察への報告 (7) 被災乗員家族等への情報提供（乗員に被害が出た場合） (8) 被災乗員及び被災乗員家族に対する必要な手配 (9) 代行輸送者、牽引船等の手配 (10) 乗員の避難誘導
関係団体 （※県地域防災計画大規模事故対策編Ⅲ 第3章 第2節「応急対策」より抜粋）	静岡県漁業協同組合連合会 (1) 関係先への事故情報の伝達 (2) 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 (3) 漁業施設等に関する自衛措置 (4) 原因者との契約に基づく防除活動 (5) 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供 静岡県建設業協会 (1) 関係先への事故情報の伝達 (2) 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 (3) 原因者との契約に基づく防除活動の実施 (4) 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供 石油連盟海水油濁処理協力機構静岡支部会 (1) 関係先への事故情報の伝達 (2) 排出油等を発見した場合の関係機関に対する情報提供 (3) 静岡県沿岸排出油等防除協議会総合調整本部への参画及び情報提供

	契約防災措置実施者 (1) 関係先への事故情報の伝達 (2) 原因者との契約に基づく防除活動 (3) 指定海上防災機関との委託契約に基づく防除措置 (4) 静岡県沿岸排出油等防除協議会長への情報提供
各港湾・漁港管理者	(1) 関係先への事故情報の伝達 (2) 港湾、漁港区域内等における排出油等の状況調査 (3) 港湾・漁港区域の自衛措置 (4) 原因者等が港湾・漁港区域内において実施する防除活動に対する指導等 (5) 会長への情報提供 (6) 海上保安部長等からの要請に基づく防除措置 (7) 静岡県沿岸排出油等防除協議会への参画及び情報提供

<特記事項>

1 情報の収集・伝達

油等流出事故が発生し、被害の発生又はそのおそれがあるときは、市は海岸線のパトロールを実施し、その状況を海上保安部、県及び関係機関に報告する。

事故発生状況や異臭等による沿岸地域への影響等について、市のホームページに掲載するなど、広報活動を行う。

漁協は、海上の流出油の漂流状況や今後の漂流予測情報を定期的に入手し、漁業関係者等に伝達する。

漁協は、自発的に又は市の要請に応じて、漁船による海域のパトロールを実施し、収集した情報を市及び漁業関係者等に伝達する。

2 流出油の防除措置

市及び県は、漂着油により海岸等が汚染される場合は、原因者の要請により除去作業を実施する。

また、必要に応じて回収油の保管場所を確保する。

県漁連は、事故原因者あるいは県等の要請に基づき、関係漁協に対して流出油の防除活動の実施を指示する。

県漁連は、関係漁協の防除活動に動員可能な漁船の規模別隻数及び人員数を把握し、作業日程、作業海域の分担等作業計画を策定する。

各漁協は、防除作業に必要な用具類を原則として各漁協自体で調達する。

関係漁協が海上で回収した流出油は、漁協が仮置き場に陸揚げし、事故原因者が一時保管場所に運搬する。

各漁協は、必要に応じて漁業関係施設の防除、漁場等の漂着油の除去及び地元海域での海上防除作業を実施する。

県及び県漁連は、必要に応じて県沖合いで操業する大型の県外漁船に対して、漂流油防除活動に協力を要請する。

3 警戒区域の設定、現場警戒及び避難

市は、漂着した海岸において危険がある場合は、警戒区域及び立入制限を設定し、

現場の警戒を行う。また、危険物質の拡散により健康等への影響がある地域に対し、避難指示を発令し、安全な地域の避難場所を開設する。

4 救助・救急活動

市は、現場において救助活動を実施し、傷病者等を医療機関に搬送する。

遭難船舶を認知した場合は、市、海上保安本部、警察に連絡する。市、海上保安本部、警察は海岸等現場において必要な活動を実施する。

5 医療救護等

傷病者が多数発生した場合は、市は必要に応じて救護所を設置し、対応にあたる。

6 漁業対策

漁業関係施設等の防除の基本方針

漁場及び漁業関係施設の防除は、以下の方針に基づき実施する。

(1) 磯根漁場

可能な限り洋上で防除することとし、万一漂着した場合は、漂着油が認められない程度までの除去作業に努める。

(2) 定置網、養殖施設等

流出油の接近が確認された場合、安全海域への移動、安全水深への沈降、漁具等の一時的な撤去及びオイルフェンスによる囲い込み等により被害の回避に努める。

(3) 漁港施設

漁港施設のうち、物揚げ場、荷さばき場等は、流出油による汚染を防止し、常に清潔を保つように努める。

第4章 災害復旧計画

第1節 災害復旧計画の策定

関連する他の施設の被害状況・応急復旧状況及び既存の整備計画等の動向を踏まえ、関連する部署や他機関との調整を図った上で、迅速かつ計画的な災害復旧計画を策定する。

第2節 施設の復旧

施設の管理者は、災害による地域の社会経済活動の低下を最小限にとどめるため、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。また、復旧完了時期の明示に努める。

第3節 安全性の確認

応急対策が概ね完了したときは、関係部局及び関係機関と協力して、早急に安全性の確認を行う。安全性の確認がなされた場合は、報道機関へ情報提供するとともに、広報誌やインターネットなど各種広報媒体を活用して広く市民に周知を図る。

第4節 被害者等へのフォロー

1 健康相談の実施

危機事案の発生により乗客及び沿岸の市民が大きな被害を受けた場合は、県等と協力して相談窓口を設置するとともに、医師、保健師による巡回健康診断を実施する。

2 心の健康相談の実施

発生した危機事案による心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、関係機関の協力を得て、心の健康に関する相談窓口を設置する。

第5節 再発防止策の検討

1 対応の評価

当該危機事案への対応が収束した時点でそれまでの対応等の総括を行い、緊急連絡

や応急対策の評価、反省点の抽出、改善策の検討を行う。

また、関係機関に対し事後評価内容の情報提供、共有化を行い、対応のあり方の見直しを促進する。

第6節 環境保全対策

市は水域等の環境調査を実施し、関係機関に報告する。悪臭の発生等により健康被害のおそれのある場合は、健康相談に対応する。

海鳥、海生動物等に被害が発生した場合は、関係機関とともに保護に努める。

第7節 補償対策

「船舶油濁損害補償法」、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、直接的な被害、回収作業に要した費用等を船舶所有者に対し請求する。

第8節 漁業経営対策

県漁連は、防除活動を実施又は準備した漁協に対して、事故原因者への補償請求時に必要となる書類等の保存や詳細な作業記録の作成等について指導する。

第9節 風評被害防止対策

市は県に協力し風評被害の影響の低減を図る。県の実施事項は以下のとおりである。

実施事項	内 容
汚染魚介類の流通防止	(1) 県は、漁協、県漁連及び産地市場に対して、次の指導等を行う。 ア 産地市場での水産物の官能検査の徹底 イ 油の付着が確認された水産物の廃棄、流通防止の徹底 ウ 検査済み水産物の品質保証の関係者への周知徹底 (2) 県は、消費地市場関係者に対して、次の指導等を行う。 ア 流通魚介類への排出油等の付着の有無確認の徹底と適切な対応 イ 産地市場での取組を踏まえた円滑及び適正な商取引の推進 (3) 県は、必要に応じて流通魚介類の官能検査等を行う。
海洋環境及び魚介類への影響調査	県は、本県海域の海洋環境及び生息する魚介類等について、必要な調査を行う。 (1) 生物環境影響調査 (2) 排出油等汚染影響実態調査 (3) 魚介類の官能試験 (4) その他必要と思われる調査

IV 鉄道事故対策計画

第1章 総 則

市内の鉄道施設において、列車の衝突、脱線等により死傷者を伴う大規模な事故又は火災及び危険物の流出を伴う大規模な事故が発生した場合に、迅速に負傷者を救出し被害の軽減を図るため、市がとるべき行動を定める。

第1節 過去の主な事故（死負傷者を伴うもの）

本市では、幸い大規模な鉄道事故は起きていないが、過去には県内で多数の死傷者を出す事故が発生しており、本市でも起こらないとは限らない。

第2節 予想される事故と地域

大規模な鉄道事故は、関東、関西を結ぶ大動脈である東海道新幹線、東海道本線などでの事故が想定されるが、事故発生の場合の社会的影響は大きく、防災体制について十分な配慮が必要である。

1 事故の形態及び発生要因（国土交通省鉄道事故等報告規則）

事故の形態	内 容	
(1) 列車衝突事故	列車が他の列車又は車両と衝突し、又は接触した事故	
(2) 列車脱線事故	列車が脱線した事故	
(3) 列車火災事故	列車に火災が生じた事故	
(4) 踏切障害事故	踏切道において列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故	
(5) 道路障害事故	踏切道以外の道路において、列車又は車両が道路を通行する人又は車両等と衝突し、又は接触した事故	
(6) 鉄道人身障害事故	列車又は車両の運転により人の死傷を生じた事故（上記（1）から（5）の事故に伴うものを除く）	
(7) 鉄道物損事故	列車又は車両等の運転により500万円以上の物損を生じた事故（上記（1）から（6）の事故に伴うものを除く）	

2 市内の鉄道事業者及び運行路線

湖西市に関連する事項を示す。

会社名	路線名	区間
東海旅客鉄道（株）	東海道新幹線	浜松駅から豊橋駅の区間の一部
	東海道本線	弁天島駅から二川駅の区間の一部
天竜浜名湖鉄道	天竜浜名湖線	尾奈駅から新所原駅の区間の一部

第2章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備

実施主体	内 容
市、市消防本部	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 (3) 防災訓練への参加 (4) 関係機関との相互連携体制の整備
県警察	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 (3) 防災訓練への参加 (4) 関係機関との相互連携体制の整備
国土交通省 中部運輸局	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 鉄道事業者に対する安全指導 管内で鉄道事業を営むものに対し、法令の規定に基づき、定期又は必要 の都度立入検査 (3) 救助・救出に係る資機材等の整備及び備蓄 (4) 防災訓練への参加 (5) 関係機関との相互連携体制の整備
鉄道事業者	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 鉄道施設の安全対策の推進、防災体制の整備、職員に対する教育・訓練 の実施 (3) 乗務員に対する適性検査の定期的実施 (4) 車両や施設に関する安全確保の実施 ア 土砂災害等から鉄道の保全を図るため、トンネル、落石覆その他の線路 防護施設の整備・点検、軌道・踏切等の定期的検査 イ 列車集中制御装置（C T C）、自動列車停止装置（A T S）の高機能 化、線路防護施設の整備促進等、安全性の向上につながる施設の整備 (5) 安全管理規定、防災業務計画、防災業務実施計画、事故・災害等応急処 理手続きに関するマニュアル等防災計画の作成 (6) 応急対策用資機材の整備 (7) 防災訓練への参加 (8) 関係機関との相互連携体制の整備
医療機関	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 (3) 防災訓練への参加 (4) 関係機関との相互連携体制の整備
関係団体	情報連絡体制の整備

第2節 鉄道交通の安全確保

各鉄道事業者は、列車の安全運行確保のため教育を徹底し、事故発生の防止に努める。
また、一般公衆に対する啓発を行う。

1 踏切事故対策

各鉄道事業者及び関係機関は、踏切での重大事故発生の防止のため、ポスター掲示や新聞・放送等の広告により啓発活動を実施する。また、踏切通行車両のモラルの向上及びトラブル発生時の処置方法について、自動車運転者への普及に努める。

2 鉄道妨害の防止

各鉄道事業者及び関係機関は、重大な鉄道事故を引き起こす原因となる置き石等の鉄道妨害の発生防止のため、学校等を通じて啓発活動を行う。

3 鉄道事故の障害となりうる植物等の除去

鉄道事業者は、植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある場合等には、所要の手続きを行った上で、伐採等を行うなど、鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。

第3節 応急対策用資機材等の整備

各鉄道事業者は、各社の保安規定に基づき、事故発生時の応急対策に必要な資機材を整備・配備し、外部からの緊急調達方法等についても、あらかじめ関連事業者と取り決めておく。

第4節 防災訓練

各鉄道事業者は、事故発生を想定した緊急対応訓練を定期的実施し、習熟に努める。また、市、市消防本部、県、県警察、その他関係機関と合同で、列車の脱線・転覆等、大規模な鉄道事故災害の発生を想定した緊急対応訓練の実施について検討する。

第5節 関係機関との相互連携体制の整備

各鉄道事業者は、事故災害発生時の市、市消防本部、県、県警察、その他の関係機関との連携についてあらかじめ協議に努める。

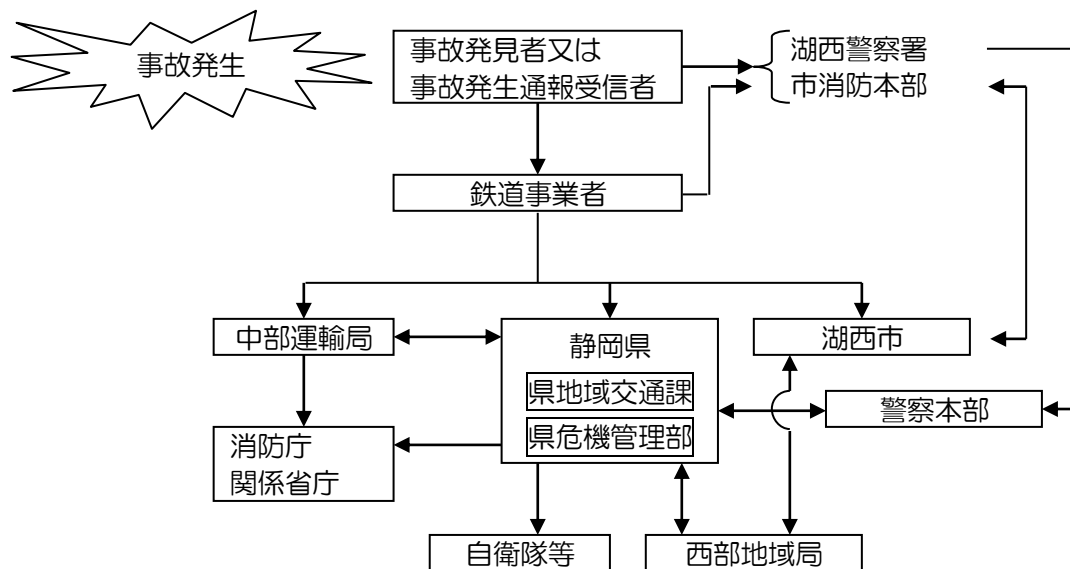
第3章 災害応急対策計画

鉄道災害が発生した場合、次の対策を行う。

市が県（知事）に報告・要請等を行う場合は西部地域局（静岡県災害対策本部西部方面本部）を通じて行うことを基本とする。

第1節 情報連絡体制の整備

鉄道事業者は、乗客、乗員、市民の多数の死傷者の発生又は危険物の流出等により事故現場周辺に危険が及ぶような大規模鉄道事故が発生した場合は、速やかに次の経路により関係機関に通報する。



この他、市民からの110番、119番通報等により事故発生情報がもたらされる場合があるので、通報を受けた機関は上記関係機関に迅速かつ確実に情報を伝達する。

また、市及び県は通報を受けたときは直ちに事故現場に情報収集要員を派遣する。

第2節 応急対策

1 市の体制

区 分	内 容
体制配備基準 及び災害対策 本部の設置	※資料編（1-7）＜湖西市災害対応マニュアル＞
組織	湖西市の組織計画については「共通対策編 第3章 第2節 組織計画」に準ずる。

2 関係機関等の実施事項

実施主体	内 容
市	(1) 情報の収集・伝達 (2) 職員の非常参集、市災害対策本部設置など必要な体制の確立 (3) 県又は防災関係機関への協力・応援要請 (4) 医療救護活動の支援 (5) 避難誘導、避難所の開設 (6) 遺体安置所の設置 (7) 市民に対する広報
市消防本部	(1) 情報の収集・伝達 (2) 消火活動 (3) 捜索活動 (4) 救出・救助・救急活動 (5) 医療救護活動 (6) 負傷者の搬送
県警察	(1) 災害関係情報の収集及び伝達 (2) 被害実態の早期把握 (3) 負傷者等の救出救助 (4) 緊急交通路の確保等交通上の措置 (5) 避難誘導及び二次災害の防止措置 (6) 検視及び行方不明者の捜索 (7) 市民の安全確保と不安解消のための広報 (8) 関係機関の行う災害復旧への協力 (9) その他必要な警察業務
国土交通省 中部運輸局	情報の収集・伝達
鉄道事業者	(1) 情報の収集・伝達 (2) 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に事故対策本部を設置及び事故現場近傍に現地復旧本部を設置 (3) 自社の現地復旧本部と近接して関係機関の現地本部が設置できるよう手配 (4) 市や県に対する必要な支援の要請 (5) 事業者としての消火・捜索・救出・救助活動 (6) 後続列車の衝突等の二次災害の防止活動 (7) 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、消防や警察への報告 (8) 被災者の家族等への情報提供 (9) 被災者及び被災家族に対する必要な手配 (10) 代行輸送等の手配 (11) 避難誘導 (12) 乗客等に対する広報
関係団体	日本赤十字社静岡県支部 (1) 医療及び遺体処理に関すること (2) 血液製剤の確保及び供給のための措置

< 特記事項 >

1 情報の収集・伝達

鉄道災害発生の通報を受けた場合は、関係部局に内容を連絡する。

災害の発生状況及び被害の状況を収集し、把握できた内容を市、関係部局その他関係機関と共有する。広報の必要がある場合には、市のウェブサイトに掲載するなど、

広報活動を行う。

2 広報活動

鉄道事業者は、事故の応急対策の実施状況及び復旧見込み等についての情報を、定期的又は随時の記者会見等により、報道機関に提供する。

3 消防活動

火災が発生している場合は、迅速な消火、二次災害の防止等の活動を実施する。

4 救助・救急活動

現場では救助活動を実施し、救助した傷病者等を医療機関に搬送する。

5 医療救護等

傷病者が多数発生した場合は、市は救護所、案内窓口、遺体安置所を設置し、対応にあたる。

6 避難

乗客を一時的に避難させる必要がある場合は、安全な地域に避難場所を開設する。
避難誘導を行うと同時に、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を避難者に提供する。

7 危険物等搭載貨車事故に対する応急対策

区 分	内 容
初動対応	危険物、毒劇物、高圧ガス等を積載した貨車が、事故により爆発・炎上した場合又はその危険性があると判断された場合は、乗務員又は駅員は直ちに消防機関や警察に通報し、安全な場所での停車、事故車両の安全な場所への隔離等応急措置を行う。
二次災害防止及び市民の安全確保	現地に出動した消防隊の指揮者又は鉄道事業者の現場における責任者は、流出した危険物等の爆発又は有害物質の拡散等により周辺に危険が及ぶと判断されるときには、直ちに周辺地域での火気の遮断及び市民の一時避難を市長に要請する。また流出した危険物等が河川、下水道等に流入した場合又はそのおそれがある場合は、河川管理者、下水道管理者、健康福祉事務所等に連絡する。

第4章 復旧・復興対策

（Ⅰ 第4章「災害復旧計画」に準ずる。加えて、鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置き場や土石の捨置場として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。）

V 航空機事故対策計画

第1章 総 則

市内で、航空機の墜落等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、市及び県、防災関係機関がとるべき行動を定める。

第1節 過去の顕著な災害

本市周辺では、幸い航空機事故は起きていないが、過去には他市で多数の死傷者を出す事故が発生しており、本市周辺でも起こらないとは限らない。

第2節 予想される事故と地域

航空機事故とは、航空機が航行中に起きる事故であり、航空機事故の形態としては以下のような形があげられる。

事故の形態	内 容
墜落	墜落は飛行中に突然発生することが多く、空港内だけでなく市街地、海、山など墜落場所を問わないため、墜落場所によっては乗員・乗客だけでなく数十～数百人の住民が巻き添えとなることがある。 胴体が寸断されるなど、空中で跡形もなくなるケースと原型を保ったまま墜落するケースがある。 「胴体が寸断」又は「空中分解」すれば、乗客の生存はほぼ絶望的である。 「原型を保ったまま墜落」の場合では、機体が衝撃を吸収するため、墜落場所と座席位置によっては生存の可能性はある。
不時着	降着装置が降りなかったり、燃料が尽きたり、操縦系統が故障したり、屋根が吹き飛んだりしながらも無事に着陸できるケースと、着陸態勢は取れたが場所が不適当だったため機体が破損するケースがある。 無事に着陸ができなくても、衝撃が墜落に比べコントロールできているので生存率は高い。
火災	飛行中あるいは地上にいる際に何らかの原因で火災が発生することがある。 火と煙が回りきる前に着陸できるかどうかで被害の様相が大きく変わる。
衝突	空中衝突して墜落するケースもあるが、悪天候等で現在位置を把握することができず、地上に衝突するケースもある。 大半の事例では良くて片方、悪ければ両方が墜落して大惨事へと発展している。

航空機（特に旅客機）では、ひとたび事故が生じると、乗員・乗客のみならず、状況によっては地上にいる市民をも巻き込む大惨事となってしまう危険性がある。

第2章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備

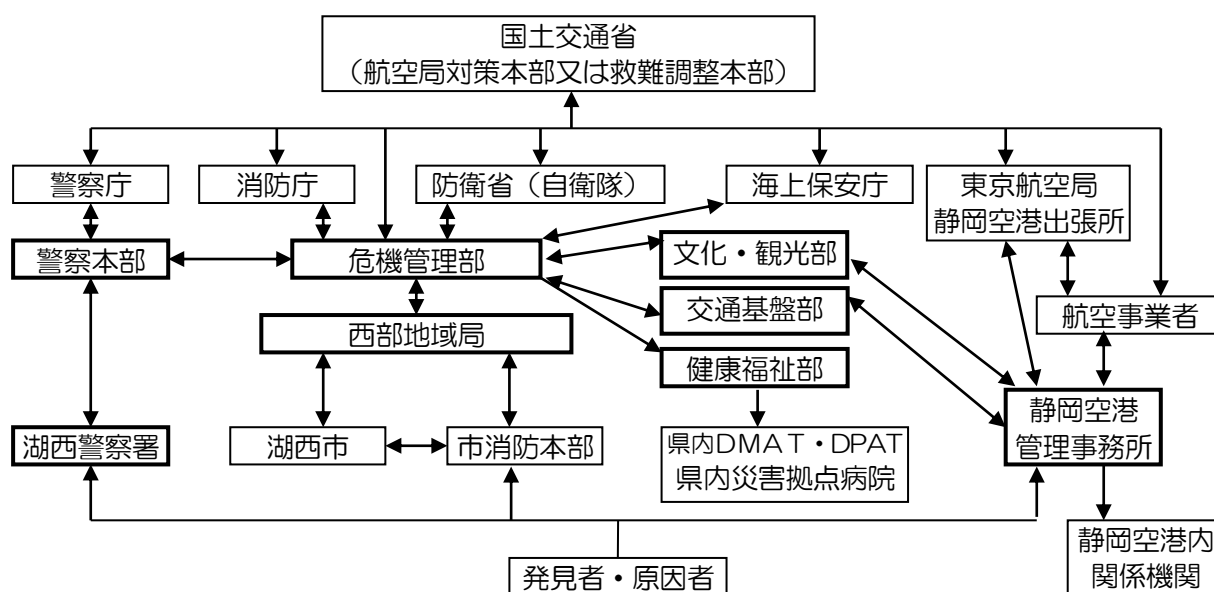
市、県、防災関係機関は、平常時から次の施策を実施し、航空災害発生の防止や発生した場合の被害の軽減に寄与する事前の対策を推進する。

実施主体	内 容
市、市消防本部	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 消火・捜索・救助・救出・医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 (3) 関係機関との相互連携体制の整備
県警察	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 (3) 防災訓練への参加 (4) 関係機関との相互連携体制の整備
東京航空局東京空港事務所 東京航空局静岡空港出張所	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 航空交通の安全確保等のための規程等の整備 (3) 防災訓練への参加 (4) 関係機関との相互連携体制の整備
航空事業者	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 航空交通の安全確保等のためのマニュアル等の整備 (3) 防災訓練への参加 (4) 関係機関との相互連携体制の整備
医療機関	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 医療救護活動に係る資機材等の整備及び備蓄 (3) 防災訓練への参加 (4) 関係機関との相互連携体制の整備
静岡地方気象台 東京航空地方気象台 東京航空地方気象台 静岡航空気象観測所	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 航空機の安全運航に必要な気象観測の実施 (3) 気象予警報の発表（東京航空地方気象台静岡航空気象観測所を除く） (4) 防災訓練への参加 (5) 関係機関との相互連携体制の整備
自衛隊	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 (3) 防災訓練への参加 (4) 関係機関との相互連携体制の整備
海上保安庁	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 捜索・救助・救出活動に係る資機材等の整備及び備蓄 (3) 防災訓練への参加 (4) 関係機関との相互連携体制の整備

市が県（知事）に報告・要請等を行う場合は西部地域局（静岡県災害対策本部西部整面本部）を通じて行うことを基本とする。

第1節 情報の収集・伝達

＜連絡系統図＞（太枠は県の機関である）



第2節 応急対策

1 市の体制

6-V-3-1

2 防災関係機関の対応事項

防災関係機関は、次の事項を処理する。

実施主体	内 容
市	(1) 情報の収集・伝達 (2) 職員の非常参集、市町災害対策本部設置など必要な体制の確立 (3) 県又は防災関係機関への協力・応援要請 (4) 医療救護活動の支援 (5) 避難誘導、避難所の開設 (6) 遺体安置所の設置 (7) 住民に対する広報
市消防本部	(1) 情報の収集・伝達 (2) 消火救難活動 (3) 搜索活動 (4) 救助・救出・救急活動 (5) 医療救護活動 (6) 負傷者の搬送
県警察	(1) 情報の収集・伝達 (2) 搜索活動 (3) 救助・救出活動 (4) 避難誘導 (5) 行方不明者の搜索 (6) 検視及び死傷者の身元確認 (7) 警戒区域の設定、交通規制の実施
東京航空局東京空港 事務所 東京航空局静岡空港 出張所	(1) 情報の収集・伝達 (2) 必要な飛行情報の提供 (3) 搜索救難調整
医療機関	(1) 救護所の開設 (2) 医療救護活動 (3) 患者搬送
航空事業者 (事故機体所有事業者)	(1) 情報の収集・伝達 (2) 各社の防災計画及び事故対策マニュアル等に基づき、直ちに社内に 事故対策本部を設置及び事故現場近傍に現地復旧本部を設置 (3) 自社の現地復旧本部と近接して関係機関の現地本部が設置できるよ う手配 (4) 市町や県に対する必要な支援の要請 (5) 事業者としての消火・搜索・救出・救助活動 (6) 危険物等を積載している場合は、被害防止対策の実施、消防や警察 への報告 (7) 被災者の家族等への情報提供 (8) 被災者及び被災家族に対する必要な手配 (9) 代行輸送等の手配 (10) 避難誘導 (11) 搭乗者等に対する広報
静岡地方気象台 東京航空地方気象台	必要な気象情報の提供
自衛隊	(1) 情報の収集・伝達 (2) 搜索活動 (3) 救助・救出活動 (4) 医療従事者、負傷者等の搬送

	(5) 現場医療活動の支援
海上保安庁 (所管区域内で航空機事故が発生した場合)	(1) 情報連絡体制の整備 (2) 搜索活動 (3) 救助・救出活動 (4) 医療従事者、負傷者等の搬送 (5) 現場医療活動の支援

<特記事項>

1 搜索救難活動

搜索救難活動は、東京航空局東京空港事務所に設置される救難調整本部が中心となり警察庁、消防庁、国土交通省（航空局）、海上保安庁及び防衛省（以下「救難調整本部等」という。）が連携して実施する。市、県及び県内防災関係機関は、救難調整本部等から搜索救難の協力要請がある場合は、その指示に基づき、迅速的確に対応する。

実施主体	内 容
市	必要に応じて県に対して次の要請を行う。 (1) 防災ヘリコプターの出動 (2) 周辺市町・消防機関等への応援要請等
市消防本部	搜索救難活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、県に対し防災ヘリコプターの出動を求める。
県警察	(1) 円滑な搜索救難活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。 (2) 搜索救難活動を実施するとともに、必要に応じ所有するヘリコプターの出動、他都道府県警察に対する応援要請を行う。
事故機体所有航空事業者	搜索救難活動のため必要なときは、当該航空機の乗員・乗客名簿を関係機関に提出する。
自衛隊等防災関係機関	救難調整本部等の要請に基づき搜索救難活動を実施する。

2 消火・救助活動

実施主体	内 容
市	必要に応じて県に対して次の要請を行う。 (1) 防災ヘリコプターの出動 (2) 自衛隊、消防庁等への支援要請の要求等
市消防本部	消火・救助活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、県に対し防災ヘリコプターの出動、消防庁等防災関係機関への支援要請を求める。
県警察	(1) 円滑な消火・救助活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。 (2) 救助活動を実施するとともに、必要に応じ所有するヘリコプターの出動、他都道府県警察に対する応援要請を行う。
事故機体所有航空事業者	救助活動のため必要なときは、当該航空機の乗員・乗客名簿を関係機関に提出する。
自衛隊等防災関係機関	県の要請に基づき救助、輸送活動等を実施する。

3 医療救護活動

実施主体	内 容
市	(1) 消防機関から要請があった場合又は自ら必要と判断した場合、負傷者の手当て、医師の確保、救護所・遺体安置所の設置、医薬品の手配等必要な措置を講ずる。市のみで対処できない場合は、県等に協力を要請する。 (2) 必要に応じて県に対して次の要請を行う。 ア 防災ヘリコプターの出動 イ 消防庁等への支援要請等 ウ DMAT・DPAT等医療機関に対する医師派遣、負傷者受入れ要請 エ 医薬品の手配等
市消防本部	医療救護活動を実施するとともに、必要に応じ他の消防機関に応援を求め、県に対し防災ヘリコプターの出動、消防庁等防災関係機関への支援要請を求める。
警察	警察は、円滑な医療救護活動のため必要があると認めるときは、交通規制を行い、緊急輸送のための交通路を確保する。
医療機関	医療救護活動を行う。

4 避難

航空機事故の発生に伴う火災が周辺地域に延焼するおそれのある場合、あるいは煙・有毒物質等の拡散等の影響がある地域に対し、市は避難指示を発令し、安全な地域に避難所を開設する。避難誘導の際、災害の概要及び災害危険箇所等の情報を提供する。

5 入国管理、検疫、動植物検疫、税関

被災航空機が国際線であった場合は、検疫所その他の関係機関と密接に連携して事態の対処を行う。

6 広報

実施主体	内 容
市、県	市民に対し、航空機事故の状況、応急対策の状況、安否情報等の情報を、ホームページ及び報道機関を通じて広報する。
事故機体所有 航空事業者	乗客及び被災者家族等に対し、航空機事故の状況、安否情報、医療機関の情報等を適切な方法で広報する。

第4章 復旧・復興対策

(I 第4章「災害復旧計画」に準ずる。)

計画の沿革

平成26年	3月	湖西市地域防災計画大規模事故対策編	策定
平成27年	3月	〃	一部訂正
平成28年	3月	〃	一部訂正
平成29年	3月	〃	一部訂正
平成30年	3月	〃	一部訂正
平成31年	3月	〃	一部修正
令和3年	1月	〃	一部修正
令和4年	2月	〃	一部修正
令和5年	1月	〃	一部修正